

医政看発 1224 第 3 号
令和 3 年 12 月 24 日

経済連携協定（EPA）に基づく
外国人看護師候補者受入れ調整機関の長 殿
各訪日後日本語研修機関の長 殿

厚生労働省医政局看護課長



第 111 回看護師国家試験の実施における
新型コロナウイルス感染症対策について

第 111 回看護師国家試験における経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の受験手続きにつきましては、「第 111 回看護師国家試験における経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の受験手続きについて」（令和 3 年 10 月 1 日付け医政看発 1001 第 7 号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「実施通知」と記載する。）により貴機関で研修している受験者に対する周知及び御協力方お願いしておりますところ、別途案内することとしておりました新型コロナウイルス感染症対策につきましては、別添の取扱いといたしますので、貴機関で研修している受験者に対し別添により周知いただくようお願いいたします。

なお、受験者に対し受験票と併せて送付する受験者留意事項においては、別添事項に加え、当日の持参品、服装及び新型コロナウイルス感染症対策として受験者に注意いただきたい点などが実施通知別添の「6 試験実施についての留意事項」から追加されていることから、熟読するよう受験者にご案内願います。

だい かいかんごしこつかしけん じっし
第111回看護師国家試験の実施における
しんがた かんせんしょうたいさく
新型コロナウイルス感染症対策について
けいざいれんけいきょうてい もと がいこくじんかんごしこうほしやよう
(経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師候補者用)

- 1 しんがた かんせんしょう りかん にゅういんちゅう しゅくはくりょうようちゅう じたく
新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅
りょうようちゅう じゅけんしや ほか じゅけんしや かんせん おそ じゅけん みと
療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めな
い。
- 2 のうこうせつしよくしや い か ようけん すべ み ばあい かんせんたいさく
濃厚接触者については、以下の要件を全て満たしている場合には感染対策
こう うえ じゅけん みと
を講じた上で受験を認める。
 - ア しょき じちたいとう どうけんさ けっか いんせい
初期スクリーニング (自治体等によるPCR等検査) の結果、陰性であ
ること
 - イ じゅけんとうじつ むしやうじょう
受験当日も無症状であること
 - ウ こうきょう こうつうきかん りよう ひと みっしゅう ばしょ さ しけんじょう
公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場
い
に行くこと
 - エ しゅうじつ べっしつ じゅけん
終日、別室で受験すること
- 3 かいがい にほん にゅうこく じゅけん ばあい じゅけんしや ぼうえきたいさく ようせい
海外から日本に入国して受験する場合、受験者は防疫対策として要請され
じこう もと こうどう ひつよう よゆう も にゅうこく
る事項に基づき行動する必要があることから、余裕を持って入国すること。
- 4 しけんじょういりぐち げんそくしせつがい けんおん じっし
試験場入口(原則施設外)にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、
どいじょう もの さいどせつしよくがたたいおんけい けんおん どいじょう ばあい
37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合
じんそくこうげんけんさ じっし こうげんけんさ けっか ようせい ばあい じゅけん みと
は、迅速抗原検査を実施。抗原検査の結果が陽性となった場合は、受験を認め
いんせい ばあい べっしつ じゅけん
ない。陰性となった場合は、別室で受験すること。
- 5 しけんとうじつ い か ひと いじょう がいとう りゆう じゅけん
試験当日に、以下のうち、一つ以上に該当していることを理由に、受験が
じゅけんしや しけん び ぜんご しゅうかん しんだんしょ ていしゅつ
できなかつた受験者については、試験日前後2週間における診断書の提出
とう かくにん じゅけんですうりょう へんかん
等により確認のうえ、受験手数料を返還する。
 - ア しんがた かんせんしょう りかん にゅういんちゅう しゅくはくりょうようちゅう
新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または

じたくりようようちゆう もの
自宅療養中の者

- イ 濃厚接触者であり、2に掲げる要件を満たさない者
ウ 日本の入国制限により試験場に行くことができず、受験を断念した者
エ 試験当日に実施した抗原検査の結果が陽性となった者

- 6 新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じ、今後、本取扱いを変更
する場合には、厚生労働省ホームページに掲載するので、留意すること。

○新型コロナウイルス感染症対策に関する URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15202.html

- 7 受験者自身や関係者が試験場の周辺で参集することにより、密集状態
が生じることのないよう、受験者への止むを得ない付き添いや送迎を除いて
は、そうした行為を自粛すること。

- 8 受験者のうちに新型コロナウイルス感染症と診断された者が生じた場合
には、積極的疫学調査を目的とした保健所等関係機関の要請により、受験者
の連絡先等の個人情報等を当該機関に提示することがある。

- 9 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールしているこ
とが望ましい。